## 駒ヶ根市体育施設等広告掲出要綱

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、駒ヶ根市が所有する体育施設等(以下「市の施設」という。)に掲出する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (施設等)

第2条 広告を掲出する市の施設、掲出箇所等は、別表に掲げるとおりとする。

#### (掲出期間)

第3条 広告の掲出期間は、広告の掲出を開始する日から当該開始する日の属する年度の3月 31日までとする。ただし、広告の掲出期間の更新を妨げない。

#### (申請等)

第4条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、駒ヶ根市体育施設等広告 掲出申請書(様式第1号)を市に提出しなければならない。

2 市は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、駒ヶ根市体育施設等広告掲出決定通知書(様式第2号)により、広告掲載希望者に通知しなければならない。

## (費用の負担)

第5条 前条により広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲出料のほか次の 費用を負担するものとする。

- (1) 広告の製作に要する費用
- (2) 広告の掲出、撤去及び維持補修に要する費用

#### (原状の回復)

第 6 条 広告掲載希望者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに広告掲出箇所を原状に回復しなければならない。

- (1) 掲出期間が満了するとき。
- (2) 駒ヶ根市有料広告掲載要綱第3条に該当するとき。

## (広告掲出料金の返還)

第7条 既に納付された広告掲出料金は、返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由により広告掲出が中止又は終了したときはこの限りでない。

2 前項ただし書きの規定により、広告掲出料金を返還する場合は、利子を付さない。

## (広告主の責務)

第8条 広告主は、広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

## (準用)

第 9 条 広告の掲載について、この要綱に定めのない事項については、駒ヶ根市有料広告掲載 要綱の規定を準用する。

# (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

# 別表(第2条関係)

掲出施設	掲出区画	規格	料金(年額)
駒ヶ根市南割アルプ	外野ラバーフェンス	白を基調とした文字	1 区画につき 90,000
ス球場	10 区画	で構成し、再剥離タイ	円
		プのシール状のもの	
		でラバーフェンスに密	
		着させる	
		縦 0.9m、横 10.0m	
駒ヶ根市民体育館	アリーナ	アルミ複合版 1M×	1 区画につき 60,000
	20 区画	1.5M	円
		縦 1.0m、横 1.5m	

(備考) 掲出期間で1年に満たない期間がある場合は、月割りにて料金を算定する。この場合において、10円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。